

### 郵送による確認申請書の取扱いについて

財団法人神奈川県建築安全協会では、確認申請書の受理を受付窓口で実施しておりますが、これに加え平成 22 年 9 月 1 日からお客様が希望される場合には、郵送による方法でも確認申請書の提出を可能といたします。

郵送の場合は、安全協会が確認申請書を収受した後、受付担当が必要な審査を行い問題の有無を電話等で連絡いたしますので、その後、安全協会に審査手数料をお支払いいただき、確認申請の正式な受理となります。

なお、確認済証発行後の書類の郵送を希望される場合にも、着払い方式で対応いたしますので、具体的には受付窓口にお尋ねください。

#### 【郵送に当たっての注意事項】

- ① 郵送料のご負担はお客様にお願いします。
- ② 郵送伝票の「品名欄」に確認申請書在中とご記入ください。
- ③ 郵送伝票の「ご依頼主欄」に必ず技術担当者のお名前をご記入ください。
- ④ 郵送伝票の「お届け先」は、  
本部の場合⇒財団法人神奈川県建築安全協会 確認審査部受付  
〒231-0004  
横浜市中区元浜町3-21-2 ヘリオス関内ビル5階 電話 045-212-3641  
湘南台事務所の場合⇒財団法人神奈川県建築安全協会 湘南台事務所  
〒252-0805  
藤沢市円行2-3-17 藤沢市まちづくり協会ビル2階 電話 0466-46-7790
- ⑤ 郵送中の事故等による損害(書類の紛失等)については、安全協会として責任は負えませんのでご了承ください。

#### 【確認申請書作成に当たっての注意事項】

- ① 協会独自の「事前調査票(A-3号様式)」を必ず添付してください。この調査票に基づき、必要図書の確認、チェックボックスの確認、事務連絡先の記入は正確に行ってください。
- ② 消防用書類の有無は、「行政別必要部数一覧」に記載されておりますので、これを参考に必要書類を同封してください。
- ③ 建築基準法及び都市計画法並びに建築基準条例等の許可や届出については、確認申請前に手続きが終了していることを確認してください。

#### 【受付時の審査について】

受付時の審査において指摘事項が有る場合には、確認申請書の受理ができないこともありますので、その際には電話連絡をいたします。